



# 北海道アウトドア活動振興推進計画

(平成25年度～平成29年度)

平 成 2 5 年

北 海 道

## 目 次

I	計画策定の考え方	1
1	趣 旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	施策推進の視点	1
	(1) 人と自然との共生	
	(2) 地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保	
	(3) 北海道らしいライフスタイルの形成	
	(4) アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化	
4	計画期間	2
II	アウトドア活動を巡る現状と課題	3
1	アウトドア活動を巡る現状	3
	(1) 体験型観光の現状	
	(2) アウトドア資格制度の現状	
	(3) エコツーリズムの現状	
	(4) アウトドア事業者の現状	
2	アウトドア活動を巡る課題	5
	(1) 自然環境の保全	
	(2) 安全性の確保	
	(3) アウトドア資格制度の普及	
	(4) アウトドア事業者の経営安定化と連携強化	
	(5) 地域の住民生活、産業活動等への配慮	
III	アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向	8
1	アウトドア活動に対する理解の促進	8
2	アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等	8
3	自然とふれあう場の保全	10
4	自然とふれあう場の確保、機会の提供	13
5	体験型観光の推進	14
IV	各主体に期待する役割	16
1	アウトドアガイド及びアウトドア事業者	16
2	アウトドア活動を行う者	16
3	道 民	16
V	計画の推進	17
1	推進体制	17
2	道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力	17
3	推進管理	17
<参考>	北海道アウトドア活動振興条例（平成13年10月19日条例第55号）	18

# I 計画策定の考え方

## 1 趣旨

アウトドア活動は、自然とのふれあいを通じて北海道らしいライフスタイルを提供するとともに、心に豊かさや潤いを与え、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりに貢献し、将来の北海道の自律的な発展を牽引する大きな可能性を有しています。

豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、道は、平成13年10月にアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この計画は、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項の規定に基づき策定するもので、平成19年度に策定した第2期の「北海道アウトドア活動振興推進計画」に次ぐ第3期の計画として、今後5年間のアウトドア活動の振興に向けた道の施策の方向性を明らかにするものです。

この計画は「北海道観光のくにづくり行動計画」や他の関連する計画と整合性を図りながら推進していきます。

なお、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者については、この計画に則した自主的、積極的な取組を期待します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、中期的視点に立って、条例の目的を実現するために道が講ずるアウトドア活動の振興に関する施策の方向を明らかにするものであり、道政の基本的な方向を示す「新・北海道総合計画」の特定分野別計画としての性格を有するものです。

## 3 施策推進の視点

アウトドア活動の振興に関する道の施策の推進に当たっては、条例の基本理念に基づき、次の視点に立って、道民の理解を深めながら、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

### (1) 人と自然との共生

自然を直接利用するアウトドア活動は、利用の仕方によっては、活動の場である自然環境に与える影響を予測することは難しい面がありますが、将来にわたりアウトドア活動の振興を推進していくためには、活動の場となるフィールドの自然環境を保全しつつ、その持続的な利用を図っていくことが必要です。

将来の世代が、豊かな自然の恩恵を享受できるよう、人と自然との共生を図りながらアウトドア活動が展開されていく必要があります。

## (2) 地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保

アウトドア活動は、自然や地域への理解と愛着を持ち、アウトドア活動を通じて多くの人に北海道の魅力を伝える人材を育てており、そうした人材が地域に定着することにより、地域づくりの担い手として活躍していくことが期待されます。

また、アウトドア活動は、自然環境保全の必要性を認識し、自然との調和の大切さを理解する機会を与え、自然の中での学習の機会を提供するもので、青少年の健全な育成にとって極めて有効なものとなっています。

このような人材を育成・確保することは、豊かな自然とふれあえる社会づくりや活力ある地域づくりにつながっていきます。

## (3) 北海道らしいライフスタイルの形成

誰もがその個性や能力に応じて容易に、かつ、安全にアウトドア活動を楽しむことができる環境を整えることにより、アウトドア活動に親しみ、自然とのふれあい、人との交流を通じて、北海道ならではの心の豊かさや潤いを実感できるライフスタイルが生まれ出されます。

## (4) アウトドア活動の振興に資する産業活動

自然環境に恵まれた北海道の優位性を生かしたアウトドア活動は、体験型観光の中でも大きな柱の一つであり、観光消費額を拡大させる滞在型の観光地づくりを推進する上で、大いに期待されています。

また、安全で質の高いアウトドア体験サービスを提供するアウトドアガイドの育成や健全なアウトドア事業を行うアウトドア事業者の発展に努め、アウトドアをはじめとした体験型観光に関わる産業活動の活発化を図ることは、アウトドア活動の振興、そして、北海道観光や地域経済の発展につながっていきます。

## 4 計画期間

平成25年度から29年度までの5か年とします。

なお、この計画は、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## Ⅱ アウトドア活動を巡る現状と課題

### 1 アウトドア活動を巡る現状

雄大で豊かな自然環境に恵まれた北海道には、6つの国立公園、5つの国定公園、12の道立自然公園があるなど、アウトドア活動に好適な立地条件にあり、多くの人々が、心の安らぎや感動を求め、様々なアウトドア活動を楽しんでいます。

そのような中、自然環境や地域の住民生活及び産業活動への影響や事故発生に対する懸念などの課題に対処しながら、アウトドア活動の振興を図っていくため、道では、平成13年10月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定し、道民及び関係者等とともにアウトドア活動の振興に取り組む考え方を明らかにしました。

また、平成14年6月以降は、この条例に基づき、アウトドア活動の振興に関する基本的事項を定める「北海道アウトドア活動振興推進計画」を策定し、アウトドア活動に対する道民の理解の促進や「北海道アウトドア資格制度」を活用したアウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成、アウトドア活動の場である自然環境の保全、アウトドア活動指導者の育成、自然とふれあう場づくりや機会の提供などアウトドア活動の振興につながる基盤や環境の整備等に取り組んできました。

#### (1) 体験型観光の現状

北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする豊かな自然環境、四季折々の彩り鮮やかな景観、心を癒す温泉や新鮮な食、地域風土や歴史が育んだ生活・文化などが大きな魅力となって、国内外から多くの観光客が訪れています。

しかしながら、2005年以降の日本人の人口減少などから、本道の観光入込客数が低迷してきており、道では、一人の観光客に少しでも長く滞在してもらう、いわゆる滞在型の観光地づくりを推進してきています。

そのような中、観光客に滞在を促す素材の一つとして、登山、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）、森林セラピーなどのアウトドア活動をはじめとした体験型観光の振興に期待が寄せられてきています。

昨今、道内各地で体験メニューの創出が進められ、冬季のスキー、スノーボードを中心としていた観光地が、夏季のラフティング、カヌー、乗馬等の体験メニューを取り入れ、通年型観光地に成長している地域もありますが、全道的にはまだまだ熟度が高まっているとは言えない状況にあります。

また、国内の小中高校生の教育旅行等の目的として、北海道のアウトドアをはじめとした体験型観光メニューへの関心が高まっており、受入体制の整備が進められています。

広大な大地、季節感あふれる自然環境など、豊富な観光資源に恵まれた北海道は、すばらしい景勝地や新鮮な食材を提供する条件が揃っており、体験型観光、特にアウトドア活動は、北海道独自の「北海道アウトドア資格制度」の活用によ

る一層の振興が期待されています。

## (2) アウトドア資格制度の現状

道民をはじめとして、より多くの人々に安心してアウトドア活動を楽しんでいただくためには、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成が重要であることから、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有するアウトドアガイドの認定や安全で質の高いサービスを提供する優良アウトドア事業者の登録を行う「北海道アウトドア資格制度」を平成14年4月に創設しました。

しかし、年数の経過とともに、制度疲労とも言えるような課題を抱えていたことから、認定を受けたアウトドアガイド数は、伸び悩み（平成18年度末：556人→平成23年度末：688人）、また、優良アウトドア事業者については、更新手続きが行われず、減少傾向となっていました（平成18年度末：14事業者→平成23年度末：4事業者）。

このような状況の中、資格制度をより魅力あるものにするため、民間有識者を委員とする検討会や道内各地の関係者の意見を踏まえながら、平成23年4月、「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」を策定し、資格認定を知事名で行うことで制度の社会的信頼性の確保や魅力の向上を図るとともに、アウトドア検定制度やアウトドア講習制度を新たに設け、アウトドア活動の裾野を広げるなどの取組をスタートさせました。

## (3) アウトドア事業者の現状

平成22年に実施したアンケート調査（回答事業者：121事業者）によると、道内のアウトドア事業者は、個人経営の割合が高く、兼業率も7割近くを占め、また、営業も季節営業がおよそ3割となっており、経営収支については、およそ7割の事業者が「横ばい」もしくは、「悪化」と回答するなど、厳しい経営環境にあることがうかがえます。

## (4) エコツーリズムの現状

身近な環境に対する関心の高まりや、自然や歴史、文化と直接ふれあう体験へのニーズを背景として、自然環境などの保全に配慮しながら、地域の観光資源とふれあい、知識や理解を深める考え方が広まってきています。

このように、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである「エコツーリズム」の総合的な枠組みを定める「エコツーリズム推進法」が平成20年4月1日に施行されました。

観光客に地域の資源の魅力を伝えることによって、地域の住民も自分たちのふる

さとの価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものの活性化を図るため、道内においても、官民連携した取組が進められ、徐々に広がりを見せています。

## 2 アウトドア活動を巡る課題

これまで、「北海道アウトドア活動振興推進計画」に沿って、上記の現状にも対処しながら、アウトドア活動の振興に向けた取組を進めてきました。

今後とも、アウトドア活動の場である自然環境の保全、事故の予防に関する情報提供と啓発、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成のほか、地域の住民生活や産業活動等への影響の低減等アウトドア活動に関する基盤及び環境を整備する取組を引き続き推進していくとともに、それらを足がかりとして、アウトドア活動を生かした体験型観光の発展に向けた取組を含め、アウトドア活動の一層の振興を促進していく必要があります。

### (1) 自然環境の保全

アウトドア活動振興の基盤となるのは、豊かな自然環境ですが、アウトドア活動が場合によっては、自然環境の保全に影響を及ぼす側面を有しています。

自然とのふれあいに対する関心や志向の高まりを背景に近年、アウトドア活動が盛んに行われていますが、一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民や他のアウトドア活動者等との摩擦が懸念されます。

登山の分野では、登山者の集中による登山道の浸食や周辺の植物の踏みつけ、登山者が放置したゴミやし尿の処理の問題など、自然環境等に影響を及ぼす様々な問題が生じています。

このような環境への負荷の増大は、アウトドア活動の基盤であり、将来の世代に引き継いでいくべき貴重な財産である自然環境に悪影響を及ぼすことにつながります。

自然観察の分野では、過剰な利用(オーバーユース)による自然環境への悪影響や、不適切な利用(ミスユース)によって引き起こされる生態系への悪影響(不適切な観察方法による希少種の繁殖阻害、野生動物の餌付けや外来種の持ち込みによる生態系の攪乱、ごみの不適切な処理によるヒグマの誘引など)が懸念されます。

カヌー・ラフティングの分野では、利用者の増加に伴い、漁業等の産業活動や地域住民の生活との軋轢、オジロワシ、シマフクロウ、タンチョウ等の希少種に及ぼす影響、河川やその周辺地域の過密な利用による自然の魅力の減少等が懸念されます。

本道の良好な自然環境を将来の世代に継承していくためには、アウトドア活動の基盤となる自然環境を保全していくことが求められています。

## (2) 安全性の確保

自然のなかで行われるアウトドア活動には、気象や地形などの自然条件やヒゲマヤキタキツネ、毒キノコなどの動植物がもたらす様々なリスクが伴います。

アウトドア活動を行う際には、このようなリスクに対する正しい知識を持ち、事前にリスクの存在を予測し、回避することが重要であるため、アウトドア活動に関わる様々な立場にある者のリスクマネジメント力を向上させる取組が求められています。

特に山岳の分野では、「百名山ブーム」や「山ガール」などの流行もあり、毎年、多くの登山が行われていますが、これに伴う遭難事故も多く発生しています。

平成19年から23年までの5年間に、道内で発生した山岳遭難事故230件の内容をみると、道迷い、転倒、滑落・転落、疲労(熱中症を含む)、病気の順に多く、40代以上の中高年の割合が、全体の73%を占めています。

これらの事故のなかでは、体力や技術の不足のほか、装備の不備や参加者の体力・体調への配慮を欠いた無理な日程など登山に関する基本的な知識や安全に対する認識の不足が原因と見られるケースが多く指摘されています。

また、アウトドア活動に関する知識や技術、体力や技術のレベルが様々な参加者を受け入れるアウトドアガイドやアウトドア事業者は、参加者の安全に対する大きな責任を負っており、事故を起こさないための安全対策を最優先課題として取り組んでいく必要があります。

<注釈> 「リスク」の定義

「様々な危険因子によって引き起こされる不利益な出来事(事故やケガ)が発生する確率や損害」 (北海道アウトドアテキスト(リスクマネジメント編)による)

## (3) アウトドア資格制度の普及

アウトドア活動にあまり馴染みがない、あるいは、はじめて訪れる地域で不安があるといった方々が、アウトドアガイドを利用して、様々なアウトドア活動体験を楽しむケースが多くあります。

こうしたとき、アウトドアガイドには、利用者の安全の確保、自然環境の保全への配慮とともに、ホスピタリティの向上が求められることから、安全で、質の高いサービスを利用者に提供するアウトドアガイドとアウトドア事業者を育成する「北海道アウトドア資格制度」の一層の普及を推進していく必要があります。

また、一般のアウトドア活動者を対象に実施するアウトドア講習など新たな制度を活用しながら、アウトドア活動の裾野を広げ、北海道アウトドア資格制度への関心を高める取組も同時に進める必要があります。

#### (4) アウトドア事業者の経営安定化と連携強化

アウトドア事業者は、美しく厳しい自然環境の中で、安全で楽しいアウトドア体験サービスを提供すると同時に、守るべきルールやマナーを伝えるなど、アウトドア活動を振興する上で重要な役割を担っており、経営の安定化を図ることが、質の高いアウトドアガイドの確保や育成にもつながることから、観光キャンペーン・イベントとの連携した効果的なPRなどが必要になっています。

また、事業展開にあたっては、今後増加が予想される外国人客や多様化する観光ニーズにマッチしたメニューの創出、さらには、地域の教育旅行などの受入体制づくりを図るため、アウトドア事業者間の連携はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者との連携強化や、農業や漁業などの一次産業との連携強化が必要となっています。

#### (5) 地域の住民生活、産業活動等への配慮

生活の「ゆとり」や「うるおい」を自然とのふれあいに求めるライフスタイルの変化に伴い、釣りなどの遊漁が盛んになってきています。

これに伴い、水産資源、漁場、漁港等の利用を巡る様々なトラブルが発生しており、資源の持続的な利用体制や秩序ある水面の利用体制の確立が求められています。

このようなことから、アウトドア活動を行うにあたっては、地域の住民生活や産業活動等に十分な配慮を行う必要があります。

### Ⅲ アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向

道内におけるアウトドア活動の振興を通じて、心の豊かさと生活の潤いが感じられる、魅力ある地域づくりを推進するため、道民、アウトドア活動関係者・団体、国、市町村、その他関係機関と協力、連携を図りながら、次の基本方向に沿って、施策を推進します。

#### 1 アウトドア活動に対する理解の促進

##### 基本方向

アウトドア活動振興条例の趣旨に対する理解を深め、アウトドア活動の振興を図ることの意義やアウトドア活動を行う際のルールとマナーの啓発を通じて、安全で健全なアウトドア活動の振興を促進します。

アウトドア活動の魅力や道内のアウトドア活動、「北海道アウトドア資格制度」に関する情報提供を行うとともに、学習の機会を提供し、道民等がアウトドア活動に親しむ機運の醸成に努めます。

##### 展開方向

##### ①アウトドア活動に関する情報の提供

・インターネットやパンフレットなど様々な広報活動を通じて、道内のアウトドア活動や「北海道アウトドア資格制度」に関する情報の提供を進め、広く道民等に啓発し、アウトドア活動の振興に向けた機運の醸成に努めます。

##### ②学習の機会の提供

・産学官の連携により、道民の生涯学習を支援する「道民カレッジ」や「北海道アウトドア資格制度」の「アウトドア講習」の実施を通じ、アウトドア活動に関わる学習機会の提供を進めます。

#### 2 アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等

##### 基本方向

アウトドアガイドやアウトドア事業者の資質向上への意欲を高め、社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境

への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など、質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成を図ります。

また、「北海道アウトドア資格制度」や資格を取得したガイド及び事業者に対する社会的な認知度をより一層高めるための取組を進めます。

さらに、環境教育の推進及び青少年の健全な育成を図るための青少年自然体験活動指導者や人と自然との橋渡し役となるボランティアレンジャーなど、アウトドア活動に関わる様々な指導者の育成を促進します。

## 展開方向

### ①アウトドアガイドの育成

- ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドの育成を図ります。
- ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドアガイドが「北海道アウトドアガイド資格」を取得するような取組を進めます。
- ・アウトドア活動関係者等と連携のうえ、資格を取得したガイドが利用者から選ばれるなど、取得した資格が、より生かされるよう資格取得者のデータベース化を図るとともに、インターネットやパンフレット、その他様々な機会を通じて、情報発信等の取組を進めます。

### ②アウトドア事業者の育成

#### ○アウトドア事業者の育成

- ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります。
- ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドア事業者が「北海道アウトドア資格制度」の「優良事業者」の登録をするような取組や、アウトドア活動関係者等と連携のうえ、登録を受けた「優良事業者」が利用者から選ばれるなど「優良事業者」の登録が、より生かされるよう取組を進めます。

#### ○アウトドア事業への創業、経営の支援

- ・アウトドア事業者及び開業を予定している者の経営基盤の確立等、新たな産業活動創出への取組を支援します。
- ・事業の経営が安定するまでの間に必要となる事業資金の融資の円滑化を図ります。

### ③アウトドア活動指導者の育成

#### ○青少年自然体験活動指導者の養成

- ・青少年の健全育成を図る野外教育を推進するため、自然体験活動に必要な専門的知識技術を有する優れた指導者の養成を図ります。

#### ○ボランティア・レンジャーの育成

- ・自然保護思想の普及啓発を図るため、自然環境や動植物の生態などについて解説を行い、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーの養成を図ります。

#### ○遊漁指導員の育成

- ・北海道遊漁指針に基づき、釣り人全体の模範的な存在となり、マナーやモラルの向上、ルールのもとで行う遊漁の普及、定着を推進するボランティア的存在の遊漁指導員の養成を図ります。

#### ○青少年教育施設ボランティアの養成

- ・青年の家・少年自然の家が行う体験事業の中で、施設の指導者とともに活動する施設ボランティアの養成を図ります。

#### ○環境教育指導者の養成

- ・環境教育において重要な役割を担う自然解説員など環境教育指導者の養成を図ります。

## 3 自然とふれあう場の保全

### 基本方向

アウトドア活動の持続的発展のためには、将来にわたって国民、道民共有の財産である自然環境を適切に保全していかなければなりません。

そのため、すぐれた自然地域の保全や野生生物の保護を図るとともに、アウトドア活動にあたって、自然環境保全に関する各種法令等が遵守されるよう、道民の理解の促進を図ります。

また、アウトドア活動による自然環境への影響を最小限に抑えるためには、法令を遵守するだけでなく、アウトドア活動を行う者一人一人が自然環境を保全することの大切さを理解し、自然との正しい接し方を身に付け実践していくことが必要となります。

そのため、動植物との接し方や、希少な動植物の保護に配慮した活動のあり方などについて、アウトドア活動を行う際のマナー等として普及啓発を図っていきます。

さらに、自然環境に対する負荷の低減を図るために必要な施設の整備を進め

ていきます。

アウトドア活動に伴う環境への影響や地域住民との軋轢等については、既存法令による規制や個々人の努力だけでは解決しない課題も多くなっています。

そのため、アウトドア事業者等によるルール形成の努力や、地域での問題解決のための取組を促進していきます。

また、漁業と遊漁が調和した、水産資源の持続的な利用及び水面の秩序ある利用体制の確立を図り、漁業の安定的な発展と、遊漁の健全なレジャーとしての定着をめざします。

## 展開方向

### ① マナー・ルール等の普及啓発

- ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者に自然環境を保全し、地域の住民生活や産業活動等に配慮したアウトドア活動等を促すため、自然環境等への配慮、安全対策などに関する様々なマナー・ルール等の普及啓発を図ります。

### ② 生物多様性の保全

#### ○自然公園等のすぐれた自然環境の保全

- ・自然公園、道自然環境保全地域等の適切な保護管理を進めます。
- ・すぐれた自然環境を有する地域の道自然環境保全地域等への指定を進めます。
- ・すぐれた自然の風景地の自然公園への指定を進めます。
- ・湿原生態系の適切な保全を図ります。
- ・国際的に重要な湿地のラムサール条約への登録を推進します。
- ・自然再生事業を推進します。
- ・道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等の保全のために必要な施設の整備や保全事業等を実施します。
- ・自然公園の保護と適切な利用を進めるための施設整備を推進します。
- ・自然公園や自然環境保全地域等及び鳥獣保護区等の適切な保護管理が行われるよう、自然保護監視員等を配置し、違法行為の監視や利用者の指導を図ります。

#### ○鳥獣保護区の指定等

- ・身近な鳥獣の生息地の保護を図るための鳥獣保護区の指定等を進め、自然とのふれあいや環境教育の場を確保します。

また、野生鳥類とのふれあいの場である野鳥の森等の維持管理を行います。

- ・野生動物に人への過度な依存や人馴れを生じさせる恐れのある餌付け行為の防止を図ります。

#### ○希少野生動植物種の保全

- ・本道の生物多様性の豊かさを象徴する希少野生動植物種の保護を図ります。

#### ○外来種による生態系等への影響の低減

- ・外来種の野生化を防止するとともに、本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種の防除を進めます。

#### ○知床世界自然遺産の保全

- ・遺産地域の自然環境の厳格な保全と適正な利用を図るため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールの普及啓発を進めます。

#### ○森林やみどりの保全

- ・原生林など貴重な森林の保全を図ります。
- ・森林の持つ公益的機能をより高度に発揮させるための森林整備を進めます。

### ③産業活動等との調和

#### ○漁業などの産業活動の安定的な発展への配慮

- ・北海道遊漁指針の方向性を踏まえ、遊漁者のマナーやモラルの向上、ルールに基づいた資源・水面の利用を図ります。

## 4 自然とふれあう場の確保、機会の提供

### 基本方向

多くの人々が安全に、快適なアウトドア活動を行うことのできる場や機会を確保し、提供することは、人々が自然とのふれあいを通じて、精神的な安らぎや満足を得たいという欲求を充たす機会だけでなく、生物多様性や環境教育の学習の機会、産業や地域に対する理解を深める機会を提供する効果が期待できます。

このため、道民が自然とふれあうことのできる自然公園や、森林、海岸、都市公園などの施設整備を進め、自然とふれあう場の確保に努めます。

また、これらの施設を利用した体験プログラムや教育プログラム等の実施を通じて、道民等が自然と接する機会を提供するための条件整備を進めます。

## 展開方向

### ①自然とふれあう場の確保

#### ○豊かな森林とふれあう場の確保

- ・「道民の森」等の活用を通じて、豊かな森林とふれあう場の確保を進めます。

#### ○海とふれあう場の確保

- ・海とのふれあいや海岸浴を行う場を確保するため、海水浴、キャンプ、散策路等の整備を促進します。

#### ○自然体験型のレクリエーション施設の整備

- ・自然とのふれあいを楽しむアウトドア活動の機会を拡充するため、本道の風土や地域の特色を生かした自然体験型のレクリエーション施設の整備を促進します。

#### ○国立・国定公園や道立自然公園における利用施設の整備

- ・国立・国定公園や道立自然公園の優れた風景地の保護と適正な公園利用を推進するため遊歩道や野営場、植生保護のための木道設置等自然公園施設の整備を進めます。

### ②自然とふれあうための条件整備及び機会の提供

#### ○森林とふれあう機会の充実

- ・木育マイスターやグリーンインストラクターなどと協力しながら森林とふれあうプログラムの提供、道民の森や道有林等を活用した森林観察会の開催など、道民が森林とふれあう機会を充実します。

#### ○エコツーリズムの推進

- ・地域特性を踏まえたエコツーリズムを推進します。

#### ○グリーン・ツーリズムの推進

- ・地域の特性を活かした自然・農林水産業体験等、都市と農山漁村との交流を促進し、グリーン・ツーリズムを推進します。

#### ○身近な自然と親しむ機会の確保

- ・自然や生物多様性に対する知識と理解を深め、自然を大切にする機運を高めるため、自然教室などの開催や自然に係る情報提供等を行います。

#### ○自然と親しむ野外体験活動の機会の充実

- ・青少年の心身ともに健全な育成を図るため自然体験学習や野外体験活動の機会の充実を図ります。

## 5 体験型観光の推進

### 基本方向

自然環境に恵まれた北海道の優位性を活かしたアウトドア活動等の体験型観光は、滞在型の観光地づくりを推進する上で、重要なアイテムの一つとして、期待が高まっています。

このため、地域における体験型観光の通年化や外国人も含めた様々な観光客のニーズにマッチした新たなメニューづくりを促すとともに、外国人観光客や教育旅行などを受入れるための体制整備を進めます。

### 展開方向

#### ①地域の特色を生かした魅力ある商品づくり

- ・ アウトドア事業者等との連携により、地域の特色ある資源を生かした体験メニューの発掘や様々な世代、外国人等の観光客に応じた体験メニューの開発を進めます。
- ・ 地域の体験観光事業者間の連携を通じて、アウトドア、グリーン・ツーリズム等、幅広い分野にわたる地域資源をコーディネートしたユニークな観光商品づくりを促進します。
- ・ 北海道の冬を楽しむスポーツやアウトド活動との組み合わせ等により、オフシーズンにおける体験メニューの拡充を促進します。

#### ②受入体制の整備

##### ○外国人観光客の受入体制の整備

- ・ 外国人観光客に安全で満足度の高いサービスを提供するため必要な情報、ノウハウの提供を通じて、アウトドア事業者などによる受入体制の整備を促進します。

##### ○教育旅行の受入体制の整備

- ・ 地域内のアウトドア事業者やグリーン・ツーリズム事業者、産業観光関連施設などの連携を図り、教育旅行の受入体制の整備を進めます。

### ③体験型観光の宣伝・誘致

- ・アウトドア活動を含む道内の体験型観光に関する各種のプロモーション活動を通じて、体験型観光に対する需要の拡大を図ります。

## IV 各主体に期待する役割

条例の基本理念を実現していくためには、アウトドアガイド、アウトドア事業者、アウトドア活動を行う者、道民がそれぞれの立場から様々な取り組みを推進して、自然環境の保全、住民生活との調和等に努める必要があります。

### 1 アウトドアガイド及びアウトドア事業者

アウトドア活動を行う者にガイドサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者は、安全の確保とともに、自然環境の保全、住民生活、産業活動への配慮が求められます。

また、アウトドアガイドは、専門家として、アウトドア活動を行う者に対し、安全の確保、自然環境の保全等のため守るべきアウトドア活動のルールとマナーについての指導を行うことが求められるとともに、利用者の自然環境への理解を深めることを通じて、自然環境や生物多様性の保全に寄与することが期待されます。

このほか、アウトドアガイドには、プロのガイドとして、常に利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるよう、レベルの維持及びスキルアップに努めていくことが期待されます。

また、アウトドア事業者には、体験観光事業者として、利用者に安全で良質なサービスを提供するため、優れたアウトドアガイドの育成、確保に向けて、ガイドのスキルアップを図る社内研修の充実に努めていくことが期待されます。

### 2 アウトドア活動を行う者

アウトドア活動を行う者は、野外活動に伴うリスクをよく認識し、自らの責任で安全の確保に努めることが求められます。

また、アウトドア活動を行う際には、活動の種類や活動場所に応じたルールとマナーをよく守り、自然環境の保全のほか、他の活動者、地域の住民や産業活動等に影響を及ぼさないよう配慮することが求められています。

### 3 道民

道民には、自然とふれあうアウトドア活動への参加の機会を通じて、自然のすばらしさ、大切さを理解し、将来の世代のために、自然環境や生物多様性を保全する心を育てるとともに、自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与するものであることについて認識することが期待されます。

また、より多くの道民が、このようなアウトドア活動の意義を理解し、アウトドア活動の体験を持つことが期待されます。

## V 計画の推進

### 1 推進体制

時代の変化に適切に対応したアウトドア活動の振興を図るため、道として、アウトドア活動の実態を踏まえた施策を機動的かつ効果的に進める必要があります。

このため、関係部局の横断的な連携のもと、計画の実効性ある推進に努めます。

### 2 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力

この計画の推進に当たっては、アウトドア事業者をはじめ、道民等の主体的な取組を基本に国や市町村と連携して取り組んでいきます。

また、アウトドア活動を巡る地域課題を解決していくためには、道民、アウトドア事業者、行政機関など様々な主体の協働の取組が必要であることから、効果的なネットワークの形成などに努めます。

### 3 推進管理

この計画の推進に当たっては、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図ります。

また、この計画に基づく施策の推進状況を把握し、施策への反映に努めます。

# 北海道アウトドア活動振興条例

(平成13年10月19日 条例第55号)

北海道は、山や森、川、湖沼、湿原など雄大で豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有するなど、アウトドア活動に適した地域であり、自然とのふれあいを求める意識の高まりの中で、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験している。

アウトドア活動は、自然を理解し、自然を愛し、自然を大切にすることを意識し、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、地域への愛着や誇りを持った個性豊かな人材をばぐくみ、魅力あふれる地域づくりや北海道らしいライフスタイルの形成に寄与している。

アウトドア活動は、その様態によっては、自然環境や地域の住民生活、産業活動などへ悪影響を与える側面を有するとともに、常に危険が伴うことから、自然環境を適切に保全し、地域の住民生活などとの調和を図るとともに、安全に配慮することが求められている。

このような課題に配慮し、関連する産業の活発化を図り、アウトドア活動を振興することは、地域に根ざした個性あふれる人材に支えられ、豊かな自然とふれあえる社会づくりにつながるものと考えられる。

このような考え方に立って、アウトドア活動の振興に取り組むため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アウトドア活動 自然の中で、自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいう。
- (2) アウトドアガイド 反復的又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。
- (3) アウトドア事業者 アウトドア活動を行おうとする者に対してアウトドアガイドによるサービスを提供することを業として行うものをいう。

(基本理念)

第3条 アウトドア活動の振興は、将来の世代が、アウトドア活動を通じ、豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、人と自然との共生を旨として、推進されなければならない。

2 アウトドア活動の振興は、地域に根ざした個性豊かな人材がアウトドア活動を通じて育成され、及び確保されることを旨として、推進されなければならない。

3 アウトドア活動の振興は、アウトドア活動が人々の生活に根ざした北海道らしいライフスタイルとして形成され、及びアウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化が図られることを旨として、推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識するよう努めるものとする。

2 アウトドア活動を行う者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

(アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割)

第6条 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

2 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、アウトドア活動を行う者に対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第7条 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、アウトドア活動の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 振興推進計画は、アウトドア活動の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

（道民の理解の促進）

第8条 道は、アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（アウトドアガイドの育成）

第9条 道は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（アウトドア事業者の育成）

第10条 道は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等）

第11条 道は、アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の整備）

第12条 道は、より多くの人アウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第13条 道は、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連

携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 14 条 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。